

令和2年度7月補正予算

京都市事業継続に向けた 中小企業等担い手確保・育成支援補助金

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方や収入が減少した方等を、正規雇用労働者又は非正規雇用労働者として雇い入れる市内中小企業や社会福祉法人等に対して、賃金や研修、求人広告などに要する経費を助成します。

詳細は裏面へ 

補助限度額

正規雇用労働者を雇用した場合

1人当たり

30万円

非正規雇用労働者を雇用した場合

1人当たり

10万円

- ※ 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、新たに3箇月以上の雇用がある方に限ります。
- ※ 対象労働者が3箇月以内に自己都合で退職された場合でも、その労働者についての補助金は支給しません。
- ※ 対象労働者については、雇用日から3箇月経過時に、京都市民である必要があります。
- ※ 対象労働者に支払われた賃金やその他の経費が上記金額を下回る場合は、その額となります。

補助対象者

次の①～④のいずれにも該当する事業主

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業、医療法人、社会福祉法人等
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業主
- ③雇用保険適用事業所
- ④京都市税の滞納がない事業主

※その他にも要件があります。詳細はホームページで御確認ください。

事業実施期間

令和2年6月1日～令和2年12月31日に完了する事業

労働者の雇用開始日は、令和2年6月1日～令和2年10月1日に限る

受付期間

令和2年**8月11日**(火)～令和2年**8月25日**(火)

※令和2年8月25日(火)当日消印有効

申請方法

郵送受付のみ

※ コロナウイルス感染防止のため、御理解・御協力をお願いいたします。

<郵送先> 〒604-8106京都市中京区丸木材木町670-1
吉岡御池ビル3階
京都市「中小企業等担い手確保・育成支援補助金」事務局宛て

申請書等

ホームページからダウンロードしてください。
市役所、区役所・支所等にも置いています。

申請書等



説明動画を御覧
いただけます！



お問い合わせ先

(開設時期:令和2年7月28日～)

京都市「中小企業等担い手確保・育成支援補助金」事務局
0570-200-402

9:00～17:00(土日祝日及び年末年始を除く)



京都市
CITY OF KYOTO

Q 1 この補助金はどのような経費に使えますか？

新たに3箇月以上労働者を雇用する場合に、補助金の対象となります。ただし、収入減少者であって主たる勤務事業所等から副業・兼業を許可されている労働者は、3箇月以上の雇用を要しません。補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。

(1) 新たに雇用する労働者に対する賃金

【具体例】次に掲げる方を雇用したときの賃金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消者等
- ・就職が困難な方（就職氷河期世代や高齢者、障害者、生活保護受給者など）

(2) 新たに雇用した労働者等に対する研修等の実施に必要な経費

【具体例】講師謝金及び旅費（講師分に限る）、教材購入費、会場費等
作成等費用、ガイドライン遵守のための研修費用、作成に係る専門家謝礼等

(3) 求人募集等の実施に必要な経費

【具体例】民間求人サイトへの掲載料、求人広告費用、チラシ作成料等

Q 2 補助対象者とならない場合がありますか？

補助対象者とならない方は、次のとおりです。

- ・みなし大企業
- ・営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ・申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
- ・令和2年6月1日以降に、従業員を事業主の都合で解雇している事業主
- ・対象労働者の新たな雇用を要件として、他の助成金を受給している事業主（ただし、雇用調整助成金、京都市雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策に関する補助金等を除く）
- ・暴力団員等又は暴力団密接関係者を役員及び使用人としている事業主
- ・性風俗営業等を営む事業主
- ・対象労働者の雇用日の前日から過去1年間に、当該労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性からみて密接な関係にある事業主
- ・対象労働者が雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族である事業主
- ・本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

Q 3 補助金は先着順ですか？

この補助金は先着順となります。補助申請の総額が予算の上限に達した場合等は、申込書受付期間内であっても、申請受付を締め切る場合があります。

Q 4 既に雇用した労働者についても対象となりますか？

令和2年6月1日から同年10月1日までの間に、新たに雇用を開始した労働者が対象となります。

Q 5 1事業者当たりの上限人数はありますか？

1事業者につき、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者併せて10人が上限となります。

Q 6 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は、9月上旬に郵送でお知らせします。その後、事業完了後に提出いただく、雇用契約書や賃金台帳、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、領収書の写し等を添付した実績報告書を確認後、補助金額を確定し、速やかにお支払いしますが、3箇月以上の雇用と賃金の支払い等を確認するため、9月から11月まで雇用し、12月に実績報告された場合は、概ね1月頃になる見込みです。